

職 首 発1018 第2号  
職 保 発1018 第1号  
職 外 発1018 第1号  
職 企 発1018 第1号  
職 就 発1018 第1号  
職 移 発1018 第1号  
職 農 発1018 第1号  
職 障 発1018 第1号  
開 若 発1018 第2号  
令和元年 10 月 18 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局  
首席職業指導官  
雇用保険課長  
外国人雇用対策課長  
雇用開発企画課長  
就労支援室長  
労働移動支援室長  
農山村雇用対策室長  
障害者雇用対策課長  
厚生労働省参事官  
(若年者・キャリア形成支援担当)

令和元年 10 月台風第 19 号及び令和元年 9 月台風第 15 号による災害の被災者  
に係る職業紹介の留意事項等について

今般の令和元年 10 月台風第 19 号及び令和元年 9 月台風第 15 号による災害  
(以下「台風第 19 号等」という。)においては、数多くの被災者の方の生活基盤  
が失われ、今後生活の再建に向けて就職活動を開始することと考えられる。

被災者の方の就業の促進を図るためには、その就業ニーズを的確に把握した上  
で、求人を確保し、それを活用して就業ニーズに応じたきめ細かな職業紹介を行  
っていくことが必要である。

このため、全国ネットワークを有する公共職業安定所(以下「安定所」という。)  
が、被災者の方の職業紹介業務等を円滑に運用できるようにするための留意事  
項等について別添のとおり示すので、遺漏のないようご対応をお願いする。

なお、就業ニーズの把握や出張相談等については、現地の状況に応じて、弾力  
的な運用をお願いする。

また、被災地及び被災地の近隣地域ではない地域においても、避難や住居移転をした被災者が求職申込みを行う場合や、被災者を優先的に雇い入れようとする求人申込みが行われる場合もあるので、本通知の内容については十分徹底を図らきたい。

(別添)

## 令和元年 10 月台風第 19 号及び令和元年 9 月台風第 15 号による災害の被災者に係る職業紹介の留意事項等

### 1 被災者である求職者の求職受理等の留意事項

新規に求職申込みを受けた求職者が台風第 19 号等の被災者である可能性がある場合の求職受理と職業相談については、「一般職業紹介業務取扱要領」(以下「紹介要領」という。)によるほか、特に次の点について確認をするとともに、個々のニーズを踏まえたきめ細かな職業相談を行う。また台風第 19 号等前に求職受理をしていた有効求職者についても、職業相談等の中で被災者である求職者(以下「被災求職者」という。)に該当する可能性が判明した場合、これらの確認と職業相談を改めて行う。

なお、確認された内容は、求職申込書(求職票)の所定欄に付記するか、ハローワークシステム(以下「システム」という。)の求職管理情報に記録をする。

また、1ヶ月以上1年未満居住地を離れて他に雇用されて就労する者であって、その就労期間の経過後には、居住地に帰る者は出稼労働者となるので、求人・求職者の取扱については、平成 25 年 4 月 1 日付け職発 0401 第 12 号「出稼労働者対策実施要領の策定について(平成 31 年 3 月 29 日付け職発 0327 第 30 号改正)」に基づいて行うこと。

#### (1) 現在の本人の状況の確認

##### ア 現在の住所・居所

現在、避難所、車中、親戚・知人宅等を居所とする場合は、「現住所」欄に被災前の住所を記載するとともに、その避難所や駐車場等の名称や親戚・知人等の氏名及びその所在地を付記する。

##### イ 離職等の状況

事業所の廃業・事業停止等による離職、農林漁業等からの離職など、求職申込みを行うに至った離職等の状況及び就業していた市町村名を確認し、求職申込書の「退職の理由」欄に記入するとともに、システム刷新後は当該欄が廃止されるため、求職管理情報の補足情報にも同内容を入力する。また、事業所の一時休業により求職申込みをしてきた場合、事業再開までの一時的就業先を希望するのか転職を希望するのかを確認する。

#### (2) 求職希望条件の確認

##### ア 希望勤務地

就職を希望する地域について確認する。被災地やその近隣地域内では就業先の確保が難しく、本人が遠隔地への就職を希望する場合には、遠隔地への就職についても相談を行い、仮に遠隔地へ就職することとなった場合にどの地域範囲までであれば転居可能であるか、具体的な希望地域があるかなどを確認する。

#### イ 遠隔地就職の場合の条件

仮に遠隔地に就職する場合、出稼的な就業か、あるいは住居自体を当該遠隔地へ移転させた上で就業するか、遠隔地への家族の帯同があるかどうかなど、その条件を確認する。

#### ウ 住居確保の必要性

第19号等により自宅や賃貸住宅等の住居を失い、就業先の確保とあわせて新たな住居の確保が必要な者については、寮・社宅付きや住込の求人希望するかどうかを確認する。

### (3) 職業相談等

岩手労働局、宮城労働局、福島労働局、茨城労働局、栃木労働局、群馬労働局、埼玉労働局、千葉労働局、東京労働局、神奈川労働局、新潟労働局、山梨労働局、長野労働局及び静岡労働局内に順次設置している「特別相談窓口」その他被災求職者の来所が見込まれる安定所においては、被災求職者等のニーズを的確に把握し、適切に対応するとともに、必要に応じて関係する相談窓口等に誘導すること。

なお、被災求職者が外国人であって、日本語による意思疎通が困難である者については、多言語コンタクトセンター（全国全てのハローワークで利用できる電話通訳サービス。10カ国語による電話通訳可能なコールセンター）を活用する等、適切に対応すること。

#### ア 心理的支援

職業相談に当たっては、被災求職者の心理状態に最大限の配慮を行い、個々のニーズを踏まえ、きめ細かで丁寧な支援を行う。必要に応じて、保健師や臨床心理の専門家などによる専門相談に誘導する。

#### イ 遠隔地の労働市場情報・求人情報等の提供

遠隔地に就職する希望がある場合、遠隔地への就職活動について可能な限り現実的な判断が可能となるよう、本人が希望する遠隔地の労働市場情報や具体的な求人情報を本人に提供する。

また、当該遠隔地の生活関連情報についても、当該遠隔地の安定所や労働局に照会することにより可能な範囲で提供を行う。

#### ウ 住居の確保に関する相談

災害により住居を喪失したため、就業先の確保と併せて住居の確保が必要な被災求職者については、地域の状況に応じて、地方自治体が準備している被災者を対象とした住宅の確保の状況に関する情報を提供すると

ともに、担当機関に誘導する。

エ 生計等に関する相談

生活困窮者の的確な誘導等については、平成 28 年 2 月 29 日付け職発 0229 第 5 号「公共職業安定所から福祉事務所等への生活困窮者の的確な誘導等について」等により指示しているところである。生活困窮者が必要な施策を受けられるよう、リーフレット等により利用可能な制度を周知するほか、必要に応じ、本人からの了解を得た上で、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等（以下「自立相談支援機関等」という。）に取り次ぎを行う。

2 被災求職者に係る求職関係コードの入力

(1) 求職関係コードの設定

ア 下記(2)の要件に合致する被災求職者については、システムにおいて次のコード番号を入力する。

識別欄 1～4 のいずれか Z 6 7	令和元年 10 月台風第 19 号及び令和元年 9 月台風第 15 号被災者（Z 6 8 以外の者）
識別欄 1～4 のいずれか Z 6 8	令和元年 10 月台風第 19 号及び令和元年 9 月台風第 15 号被災者（住居を失った者）
識別欄 1～4 のいずれか Z 2 2	令和元年 10 月台風第 19 号及び令和元年 9 月台風第 15 号豪雨被災者（Z 2 3 以外の者） ※新規学卒者等
識別欄 1～4 のいずれか Z 2 3	令和元年 10 月台風第 19 号及び令和元年 9 月台風第 15 号被災者（住居を失った者） ※新規学卒者等

イ このほか広域就職適格者又は広域就職希望者については、次のコード番号を入力する。

特定求職者区分 2 4	広域就職適格者（雇用保険広域延長給付該当者）
特別区分 1 Z 5 9 識別欄 1 Z 5 9	広域就職希望者（出稼ぎ希望者を含む）

ウ 入力は、これらのコード番号の設定した時点以降に新規に受理をした新規求職者のみならず、コード番号設定時点前に求職受理をしていた有効求職者についても、職業相談等の中で求職者の状況が確認できた段階で行う。

(2) 求職関係コードの対象範囲

(1) のコードをシステムの求職データに入力すべき被災求職者の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。そのうち、住居を喪失した者については「Z 6 8」を、住居を喪失していない者については「Z 6 7」を入

力する。また、上記に該当する者で新規学卒者等については「Z23」、「Z22」をそれぞれ入力すること。

ア 被災地域の事業所の離職者

内閣府報道発表（別紙1）及び（別紙2）により災害救助法の適用が決定された市町村（以下「被災地域」という。なお、今後当該災害にかかる災害救助法の適用地域が拡大された場合は、拡大された地域についても含む。）において就業していた者であって、台風第19号等により離職を余儀なくされた者

イ 被災地域内で就職することが著しく困難な被災地域居住者

被災地域内に居住する者（台風第19号等により被災地域外に住所又は居所を変更している者を含み、台風第19号等の発生の後に被災地域に居住することとなった者を除く。）のうち、安定所長が台風第19号等により当該被災地域内において就職することが著しく困難であると認めた者

ウ 新規学卒者等

学校（幼稚園、小学校を除く。）、専修学校又は職業能力開発施設の卒業予定者及び修了予定者並びに未就職卒業生（これらを卒業又は修了した者であって、当該卒業又は修了した日の翌日以降、就職を希望しながら、一度も就職決定に至らない者をいう。）のうち、安定所長が台風第19号等により就職することが困難であると認めた者

(3) 求職関係コードの入力上の留意事項

ア 本コード番号の入力は、被災求職者に対して、今後講じられる被災者向けの各種支援施策を的確に実施できるよう、安定所が被災求職者を円滑に把握することを目的としており、それぞれの各種支援施策に該当するかどうかは改めて正式に判断することとなるので、上記(2)の要件については過度に厳格に判断・運用する必要まではない。要件を狭く解釈したことにより結果として各種支援施策の対象者としての把握から漏れることは避けなければならないため、広めの解釈により判断する。

具体的には、上記(2)の要件に該当しない者であっても、「実質的に台風第19号等の被災者として就職が困難な状態になっている者」については、被災求職者に準じて、当該コード番号を入力する。

イ (2)の要件中の台風第19号等とは、令和元年10月台風第19号及び令和元年9月台風第15号による災害の被害であり、台風第19号等発生後の物流停止・被災地の取引先の倒産等によって発生した業績悪化等の2次的な被害を含まない。

ウ (2)アの「台風第19号等により離職を余儀なくされた者」については、台風第19号等を直接的な原因として雇用保険業務取扱要領50305に規定する「特定受給資格者」に相当する理由によって離職した者をいう。

エ (2)イの「安定所長が台風第19号等によって当該被災地域内において就職することが著しく困難であると認める者」の基準については、被災

地域内のうち市街地が壊滅状態にある地域など事業所が消失したり事業を停止している地域に居住していた者や、被災地域のうち被災前に比べて就職が困難となった地域に居住していた者であって、特定求職者雇用開発助成金の対象となりうるような就職困難者とする。

オ 「Z68」及び「Z23」は上記(2)の要件に該当する者のうち台風第19号等により自宅や賃貸住宅等の住居を失い、就業先の確保とあわせて新たな住居の確保が必要な者が該当し、「Z67」及び「Z22」は台風第19号等により住居を失っていない者（一時的に避難生活を送っているがいずれ元の住居に戻れる可能性のあるなどにより新たな住居の確保は不要の者）が該当する。なお、特定求職者区分コード「63」は台風第19号等に関係なく住居を喪失した求職者のためのコードであるので間違いないよう留意されたい。

### 3 避難先の実態把握と出張相談等

#### (1) 避難者に係る現状把握

ア 避難者に係る実態把握に当たっては、公表されている情報のほか安定所から管内市区町村の災害対策本部等に照会を行うことなどにより把握すること。

イ この照会によって把握すべき項目は次のとおりである。

##### ① 受入施設及び施設周辺の現状

いわゆる「避難所」等の、避難者を一時受け入れている地方自治体や民間等が設置する施設（以下「受入施設」という。）の所在と受入れの実態を把握する。また、受入施設周辺で車中泊をしている避難者の状況も把握するよう努める。

##### ② 地方自治体の要望

地方自治体が、避難所の避難者の就業に関して労働局・安定所に対してどんな要望をもっているか（例えば、出張職業相談の開催、求人情報その他各種情報の提供など）について把握する。

##### ③ 避難者の就業ニーズ

地方自治体が避難所の避難者に接する中で、避難者の就業ニーズ（就業開始希望時期、就業希望地域、住宅付き求人の希望など）などを把握していたならばそれを聴取する。

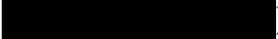
ウ 避難者からの就業ニーズの把握

避難者からの就業ニーズの把握については、避難所・避難者等の状況を十分踏まえた上で適切な時期に行うこと。

避難者の就業ニーズの把握方法については、可能であれば、避難者に直接尋ねたり、アンケートを行うほか、避難所等の状況に応じて受入施設の管理者等に配布を依頼して、後日回収に伺うなど現場の状況を踏まえ、弾力的に実施する。この把握は統計的調査を目的とするものではない。

く、開拓すべき求人の内容や行うべき職業相談の内容を見定めるために  
行うものであり、それに足りる程度の件数があれば十分である。また、  
把握に当たっては、受入施設の管理者とも十分相談し、避難者の置かれ  
ている心理状態に十分配慮しつつ、誤解、苦情、トラブル等にならない  
ようにすることが重要であり、無理のないできる範囲で行うものとして  
差し支えない。

なお、把握に当たっては、必要に応じて、別紙3のチェックリストを  
参考とすること。

エ 以上ア～ウによって把握された内容については、別紙4にまとめて、10  
月31日（木）までに電子メールにて、首席職業指導官室職業紹介係（メ  
ールアドレス：)あて報告する。その際メールのタイト  
ルを「受入施設調査」とする。

また、その報告以後に把握された内容についてもこの別紙4に追加で  
記録をとっておくものとする。本省においては、各都道府県労働局からの  
報告について、必要に応じて、職業安定局及び人材開発統括官内の関係課  
室と共有することを予定しているので、新規学卒者等や障害者に係る状  
況やニーズや雇用保険関係業務に関するニーズ等がある場合には、それ  
がわかるように記載する。

記録は受入施設別とし、新しい受入施設に係るデータを把握した場合  
は新しい入力行を追加し、登録済みの受入施設に係る追加データを把握  
した場合は、当該行内にデータを適宜追加又は書き換えるとともに、必要  
に応じて本省より報告を求めた際に、速やかに最新版を報告いただくよ  
うお願いする。

## (2) 出張相談

### ア 出張相談の実施

(1)により把握した受入施設の規模、避難者の就業ニーズを十分に踏  
まえ、一定の相談ニーズがあると判断される場合には、受入施設を管理し  
ている地方自治体と調整の上、出張相談を実施する。

なお、出張相談の実施に当たっては、別紙5の例を参考に周知を図ること。  
と。

### イ 出張相談における職業紹介業務の取扱い

出張相談等における職業紹介業務の取扱いについては、被災者の就業  
ニーズに応じた職業相談・職業紹介、求人情報の提供を行う。当該業務の  
中で、生活保護受給者等就労自立促進事業の対象と考えられる者を把握  
した場合には、安定所の生活保護受給者等就労自立促進事業担当窓口を  
案内する。当該者が安定所へ来所することが難しい場合等、必要に応じ、  
生活保護受給者等就労自立促進事業担当者の出張相談を行う。

### ウ 出張相談における雇用保険業務の取扱い

出張相談においては、安定所又は労働局の雇用保険担当より、災害によ

る雇用保険の特別措置などの周知を行うとともに、ニーズに応じて雇用保険の相談を実施すること。また、台風第19号等の影響により多数の者が特定の避難所に避難しているなどの避難状況、避難所から最寄りの安定所までの距離など、被災者の状況等を勘案し、可能な限り、受入施設内やその近隣の施設等での出張相談を活用して、離職票等の手続や、受給資格決定や失業の認定など給付関係手続を行うこと。

#### エ 出張相談に当たっての留意事項

##### ① 地方自治体、労働基準監督署等との連携

被災前に就業していた避難者については、就業していた事業所の事業活動の休止等による賃金の未払いや労災保険給付等労働基準関係の相談を希望する者も多いと考えられるほか、就業に関する相談を希望する者についても、住宅、子弟の教育、家族の介護等に関する相談を必要とする者も多いと考えられることから、出張相談の実施に当たっては、受入施設を管理する地方自治体の部署はもとより、労働基準監督署や当該地方自治体の福祉、教育関係部署等とも連携を図り、できる限り関係機関が参集し、各種の相談に一度に対応できる体制をとることが望ましい。

関係機関の参集がない場合であっても、安定所が取り扱う事項以外の相談があった場合には、関係機関の担当窓口を案内するなど関係機関に適切につなぐこと。

また、連携に当たっては、例えば、母子家庭の母等については、養育費や面会交流等のひとり親特有の生活面の支援も必要となることから、生活保護受給者等就労支援事業の就職支援ナビゲーター（就職支援・通常分及び定着支援分）やマザーズハローワークに配置する就職支援ナビゲーター（ひとり親支援分）が、日頃から連携するひとり親施策担当部局や関連支援団体等と一体となって出張相談を行うなど、被災求職者の特性に応じて、それぞれの担当職員等の専門性を活用することが、効率的かつ効果的である。

さらに、障害者の場合は特に配慮が必要となることから、障害者に係る情報を得た場合には、専門援助部門と情報を共有し、必要と判断される場合には、地域障害者職業センターに対して訪問相談等の実施を依頼すること。

##### ② 対象となる避難者に対する適切な周知

出張相談等を実施することが決定した場合には、受入施設において、対象となる避難者に対して、ポスター、チラシ（別紙5の例参考）を掲示する、館内放送でアナウンスするなどにより、適切に周知するほか、生活困窮者が各種施策の利用のため、自立相談支援機関等や地方公共団体の福祉施策担当部局への相談に訪れることが考えられるため、これらの窓口にもチラシを配布することにより周知を行う。また、必要に

応じて、マスコミに発表し、当該受入施設のみならず、近隣地域の受入施設の避難者に対しても幅広く周知する。

③ 避難者の就業ニーズの把握

3（1）ウによる就業ニーズの把握が困難であった場合においては、相談を通じて、避難者の就業ニーズを把握し、これも参考にしつつ、その後の当該地域の避難者のニーズに応じたサービスの充実に結び付ける。

④ 携帯端末を活用した求人情報の提供

出張相談により外部に求人情報データを携帯するときには、ハローワーク出張相談求人情報提供システムを活用できる場合には、これを積極的に活用する。その場合、携帯端末用の電源バッテリーについては、十分な容量のものを準備するよう留意する。

⑤ 出張相談以外の情報提供等の実施

出張相談を行うことが困難な受入施設の避難者に対しては、受入施設を管理する自治体に対して、求人一覧表や安定所における各種施策のパンフレットを配布や壁面掲出等するほか、安定所の利用が可能な地域においては、安定所のガイドブックの配布やポスターの掲示により、安定所への誘導を図る。

(3) 合同就職面接会（ミニ面接会、出張面接等含む）の開催

避難者を積極的に雇い入れる求人や住居付き求人等避難者のニーズに応じた求人が確保された場合には、合同就職面接会を状況に応じて開催する。会場確保が困難な状況が予想されることから、安定所会議室におけるミニ面接会や、避難所等に出向いての面接会（出張相談との併催等）等、適宜の工夫により運営する。

その際、新規学卒者等や、障害者、母子家庭の母等の就職が特に困難な者を積極的に採用する求人も確保するとともに、必要に応じて、関係機関等の相談窓口を設置するなど効果的な運営を図る。

(4) 実施状況に係る報告

3（2）の出張相談における相談、3（3）の合同就職面接会の実施状況については、毎週の状況を別紙6及び別紙7にそれぞれ取りまとめ、10月31日（木）までに、電子メールで職業紹介係（XXXXXXXXXX）あて報告する（報告すべき内容がない場合には報告は不要とする。）。その際、メールのタイトルは「出張相談実施状況報告」とする。

4 事業所訪問等による被災地の事業所支援

求人者支援員等が事業所訪問等の機会を捉え、現場の状況に応じて被災地の事業所の実態把握に努めるとともに、事業所のニーズに対応した支援を実施する。

## 5 被災求職者の雇入れ等に係る求人者の留意事項

求人者が、被災求職者の雇入れについて、優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向を示す場合の求人受理においては、紹介要領によるほか、特に次の点について確認を行う。またこれに該当する求人については、所定の求人関係コード番号を入力する。

なお、被災求職者に限定した求人申込みについても、就職が困難であると認められる特定の対象者に限定して雇用機会を提供することは合理性があると考えられることから、これを受け付けることは差し支えない。ただし、被災地域によって就職困難度に差異はないと考えられるため、一部地域の被災者のみを対象とすることはできない。

### (1) 求人条件の確認

#### ア 面接・赴任旅費の負担

被災求職者が採用面接に臨む場合の面接旅費や、採用された場合の赴任旅費について、求人者によって全部又は一部の負担があるかどうかを確認し、求人申込書の「求人条件特記事項」欄に記載する。

#### イ 住居

労働者用の空室の社宅・寮などがあるか住込可であるかどうか、ある場合はそれが単身用か世帯用か、その家賃・使用料はいくらか等について確認する。

なお、「住込」専用求人の場合は求人申込書の「採用」欄の「住込」に印を付すとともに、システム刷新後は同欄が削除されるため、「求人条件にかかる特記事項」欄又は「備考」欄に「住込専用求人」と記載し、併せて「公開区分3」欄に「Z 4 9」を入力する。「住込可」の求人の場合は、「公開区分3」欄に「Z 4 9」を入力する。入居可能の社宅・寮などがある場合は求人申込書の「入居可能住宅」の「あり」に印を付す。

また空室の社宅・寮などがない場合は、求人者側でアパート確保等の支援を行う意向があるかどうかを確認する。

### (2) 求人関係コードの入力等

ア 求人者が、被災求職者の雇入れについて、優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行うこととしている求人については、システムの求人データに下記の表に示すところによって「Z 6 7」のコードを入力する。

また、求人申込書の「求人条件特記事項」欄に「令和元年10月台風第19号被災者対象求人」または「令和元年9月台風第15号被災者対象求人」と記載すること。(ハローワークインターネットサービスにおいて、フリーワード検索により該当求人をすべて抽出できるようにするため、必ずこのとおりの字句で記載すること。)

イ 被災地の復興に係る建設・土木関係等の求人については、下記の表に示すところによって「Z 6 8」のコードを入力する。

ウ なお、ア、イのいずれについても、台風第19号等の後に新規に受理を

した新規求人のみならず、台風第 19 号等前に求人受理をしていた有効求人についても、求人者の意向が確認できた段階で入力を行う。入力は、これらのコード番号の設定した時点以降に新規に受理をした新規求人のみならず、コード番号設定時点前に求人受理をしていた有効求人についても、求人者への確認や求人票の記載内容等から、被災求職者の雇入れに前向きであることが確認された段階で行う。

識別欄 1～4 のいずれか Z67	令和元年 10 月台風第 19 号及び令和元年 9 月台風第 15 号被災者対象求人
識別欄 1～4 のいずれか Z68	令和元年 10 月台風第 19 号及び令和元年 9 月台風第 15 号復興関係求人

エ 主に被災地域の安定所においては、システムの求人情報提供端末の「特化求人検索項目」として「令和元年 10 月台風第 19 号及び令和元年 9 月台風第 15 号被災者対象求人」のボタンを設定する。

オ なお、新規学卒者等を対象とした求人についても上記ア～エのとおり入力することに留意する。

## 6 被災求職者の雇入れに積極的な求人の確保

### (1) 確保する求人の内容

被災地及び被災地以外の安定所においては、次の条件に合致する求人を積極的に確保する。

ア 住宅が附帯する求人（社宅・寮付き求人、住込可能求人）

イ 求人者が被災求職者の住宅確保のために、不動産業者の紹介、入居保証人の確保、入居初期費用の貸与等の一定の支援を行う意向のある求人

ウ その他求人者が被災求職者の雇入れに一定の配慮を行う意向のある求人

### (2) 求人確保の方法

ア 被災地及び被災地以外の安定所においては、上記(1)の条件に合致する求人を、次の方法によって確保する。

① 求人者に対し、被災求職者を積極的に雇い入れることについて、依頼文の庁内掲示、ビラの配布、ホームページ等各種広報媒体への掲載、事業主に対する求人説明会や各種集団指導の場面における周知、関係団体等の広報媒体への掲載依頼等、あらゆる手法により周知依頼を行う（別紙 8 参考）。

② 求人受理窓口において、上記(1)の条件に合致する求人の申込みがあった場合、被災求職者を積極的に雇い入れるよう求人者に働きかける。

③ 既に申し込まれている求人の中で、上記(1)の条件に合致する求人については、改めて求人者に連絡をとり、被災求職者を積極的に雇い入れるよう求人者に働きかける。

イ なお、アの取組みによって確保された、被災求職者の雇入れに前向きな求人については、主として被災地域の安定所において、システムの求人情報提供端末の「特化求人検索項目」により、全国で確保された被災求職者の雇入れに前向きな求人を検索できるようにするため、識別欄 1～4 のいずれかに「Z 6 7」を入力することとする。

また、台風第 19 号等前に申し込まれた求人であって、被災求職者の雇入れに前向きな求人であることが確認されたものについては、識別欄 1～4 におけるコード番号の入力状況を再確認し、入力されていない場合は、追ってこれらのコード番号を入力する。

ウ なお、「令和元年 10 月台風第 19 号及び令和元年 9 月台風第 15 号被災者の応募も可」とすることは、そもそも令和元年 10 月台風第 19 号及び令和元年 9 月台風第 15 号被災者であることをもって応募不可とすることがあってはならず、そのような応募条件を解除したものであるかの誤解を生じかねないものであるため、避けること。また、6(1)アからウのいずれにも該当せず、特に被災者に対して何らかの配慮を行う意向のないものについては、令和元年 10 月台風第 19 号被災者対象求人には該当しないので留意すること。

## 7 被災学生等に係る支援の留意事項

被災学生等への支援については、令和元年 10 月 18 日付け職発 1018 第 6 号、開発 1018 第 2 号「令和元年台風第 19 号等により被災した就職活動中の学生等に対する緊急支援について」等により指示しているところであるが、安定所においても、「被災学生等特別就職相談窓口」の支援対象者から相談等があった際には、当該通知に準じた取扱いを実施すること。

## 8 被災求職者に係る広域職業紹介の留意事項

被災求職者に対する広域職業紹介については、紹介要領の第 4 部第 2「広域職業紹介」に示すところにより実施する。具体的には次のような手法により実施する。

ア 他所求人の検索（紹介要領第 4 部第 2 の 2(1)参照）

例えば、被災地域の安定所において、被災地域以外の地域の求人を検索し職業紹介を行うなど。

イ 他所への紹介依頼（紹介要領第 4 部第 2 の 2(2)参照）

例えば、被災地域の安定所において、被災地域以外の安定所に対して被災求職者の紹介を依頼するなど。

ウ 他所への充足依頼（紹介要領第 4 部第 2 の 2(3)参照）

例えば、被災求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向のある求人について、被災地域以外の安定所が被災地域の安定所に対して充足依頼を行うなど。

エ 他所求職の検索（紹介要領第4部第2の2(4)参照）

例えば、被災求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向のある求人について、被災地域以外の安定所が、それに適合する被災求職者を検索し、その結果に基づいて当該求職者の登録している安定所にリクエスト紹介を依頼する。あるいは当該被災地域以外の安定所自体において当該求職者に対するリクエスト紹介を行うなど。

なお、被災求職者が、安定所の職業紹介により遠隔地にある求人事業所を訪問して求人事業主との面接や事業所の見学を行う場合、一定の条件の下で広域求職活動費の支給対象となり、また安定所が紹介した職業に就くため、又は安定所長の指示した公共職業訓練や職場適応訓練等を受けるために住所・居所を変更する場合、一定の条件の下で移転費の支給対象となることに留意すること。

広域求職活動費と移転費は、それぞれ雇用保険制度に基づくものと職業転換給付金制度に基づくものがあるが、両方の支給要件に合致する場合は、雇用保険制度に基づくものが優先される。

**【参考】**

（雇用保険の広域求職活動費）

支給要件については、雇用保険業務取扱要領 57701－57900 を参照すること。

（雇用保険の移転費）

支給要件については、雇用保険業務取扱要領 57501－57700 を参照すること。

（職業転換給付金の広域求職活動費）

支給要件等については、求職活動支援費支給要領（昭和56年6月8日付け職発第320号・訓発第124号別冊2の3）を参照すること。

（職業転換給付金の移転費）

支給要件等については、移転費支給要領（昭和56年6月8日付け職発第320号・訓発第124号別冊2の4）を参照すること。

令和元年10月16日 16時00分公表

令和元年 10 月 16 日  
内閣府（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

## 令和元年台風第19号に伴う災害にかかる 災害救助法の適用について【第8報】

### 1. 災害の概要

令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたことから、全国で13都県316市区町村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	区	市	町	村	計	備考
1	岩手県	0	6	5	3	14	
2	宮城県	0	14	20	1	35	
3	福島県	0	12	26	12	50	
4	茨城県	0	20	3	0	23	
5	栃木県	0	11	4	0	15	
6	群馬県	0	11	11	4	26	
7	埼玉県	0	21	18	1	40	
8	東京都	6	15	3	1	25	
9	神奈川県	0	11	7	1	19	
10	新潟県	0	3	0	0	3	
11	山梨県	0	10	6	4	20	
12	長野県	0	16	14	14	44	
13	静岡県	0	1	1	0	2	
13都県合計		6	151	118	41	316	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【岩手県】 宮古市 （みやこし） 大船渡市 （おおふなとし） 久慈市 （くじし）	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>一関市 （いちのせきし）</p> <p>陸前高田市 （りくぜんたかたし）</p> <p>釜石市 （かまいしし）</p> <p>気仙郡住田町 （けせんぐんすみたちょう）</p> <p>上閉伊郡大槌町 （かみへいぐんおおつちちょう）</p> <p>下閉伊郡山田町 （しもへいぐんやまだまち）</p> <p>下閉伊郡岩泉町 （しもへいぐんいわいずみちょう）</p> <p>下閉伊郡田野畑村 （しもへいぐんたのはたむら）</p> <p>下閉伊郡普代村 （しもへいぐんふだいむら）</p> <p>九戸郡野田村 （くのへぐんのだむら）</p> <p>九戸郡洋野町 （くのへぐんひろのちょう）</p> <p>【宮城県】</p> <p>仙台市 （せんだいし）</p> <p>石巻市 （いしのまきし）</p> <p>塩竈市 （しおがまし）</p> <p>気仙沼市 （けせんぬまし）</p> <p>白石市 （しろいしし）</p> <p>名取市 （なとりし）</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
角田市 (かくだし) 多賀城市 (たがじょうし) 岩沼市 (いわぬまし) 登米市 (とめし) 栗原市 (くりはらし) 東松島市 (ひがしまつしまし) 大崎市 (おおさきし) 富谷市 (とみやし) 刈田郡蔵王町 (かったぐんざおう まち) 刈田郡七ヶ宿町 (かったぐんしちか しゆくまち) 柴田郡大河原町 (しばたぐんおおが わらまち) 柴田郡村田町 (しばたぐんむらた まち) 柴田郡柴田町 (しばたぐんしばた まち) 柴田郡川崎町 (しばたぐんかわさ きまち) 伊具郡丸森町 (いぐぐんまるもり まち) 亶理郡亶理町 (わたりぐんわたり ちょう) 亶理郡山元町 (わたりぐんやまも とちょう)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
宮城郡松島町 （みやぎぐんまつしままち） 宮城郡七ヶ浜町 （みやぎぐんしちがはままち） 宮城郡利府町 （みやぎぐんりふちよう） 黒川郡大和町 （くろかわぐんたいわちよう） 黒川郡大郷町 （くろかわぐんおおさとちよう） 黒川郡大衡村 （くろかわぐんおおひらむら） 加美郡色麻町 （かみぐんしかまちよう） 加美郡加美町 （かみぐんかみまち） 遠田郡涌谷町 （とおだぐんわくやちよう） 遠田郡美里町 （とおだぐんみさとまち） 牡鹿郡女川町 （おしかぐんおながわちよう） 本吉郡南三陸町 （もとよしぐんみなみさんりくちよう）  <b>【福島県】</b> 福島市 （ふくしまし） 会津若松市 （あいづわかまつし） 郡山市 （こおりやまし） いわき市 （いわきし）	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
白河市 (しらかわし) 須賀川市 (すかがわし) 相馬市 (そうまし) 二本松市 (にほんまつし) 田村市 (たむらし) 南相馬市 (みなみそうまし) 伊達市 (だてし) 本宮市 (もとみやし) 伊達郡桑折町 (だてぐんこおりま ち) 伊達郡国見町 (だてぐんくにみま ち) 伊達郡川俣町 (だてぐんかわまた まち) 安達郡大玉村 (あだちぐんおおた まむら) 岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみ いしまち) 岩瀬郡天栄村 (いわせぐんてんえ いむら) 南会津郡下郷町 (みなみあいづぐん しもごうまち) 南会津郡檜枝岐村 (みなみあいづぐん ひのえまたむら) 南会津郡只見町 (みなみあいづぐん ただみまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
南会津郡南会津町 （みなみあいづぐん みなみあいづまち） 河沼郡柳津町 （かわぬまぐんやな いづまち） 大沼郡三島町 （おおぬまぐんみし ままち） 大沼郡金山町 （おおぬまぐんかね やままち） 大沼郡会津美里町 （おおぬまぐんあい づみさとまち） 西白河郡西郷村 （にししらかわぐん にしごうむら） 西白河郡泉崎村 （にししらかわぐん いずみざきむら） 西白河郡中島村 （にししらかわぐん なかじまむら） 西白河郡矢吹町 （にししらかわぐん やぶきまち） 東白川郡棚倉町 （ひがししらかわぐ んたなぐらまち） 東白川郡塙町 （ひがししらかわぐ んはなわまち） 東白川郡鮫川村 （ひがししらかわぐ んさめがわむら） 石川郡石川町 （いしかわぐんいし かわまち） 石川郡玉川村 （いしかわぐんたま かわむら） 石川郡平田村 （いしかわぐんひら たむら）	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
石川郡浅川町 （いしかわぐんあさ かわまち） 石川郡古殿町 （いしかわぐんふる どのまち） 田村郡三春町 （たむらぐんみはる まち） 田村郡小野町 （たむらぐんおのま ち） 双葉郡広野町 （ふたばぐんひろの まち） 双葉郡檜葉町 （ふたばぐんならは まち） 双葉郡富岡町 （ふたばぐんとみお かまち） 双葉郡川内村 （ふたばぐんかわう ちむら） 双葉郡大熊町 （ふたばぐんおおく ままち） 双葉郡双葉町 （ふたばぐんふたば まち） 双葉郡浪江町 （ふたばぐんなみえ まち） 双葉郡葛尾村 （ふたばぐんかつら おむら） 相馬郡新地町 （そうまぐんしんち まち） 相馬郡飯舘村 （そうまぐんいいた てむら）	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【茨城県】</p> <p>日立市 （ひたちし）</p> <p>土浦市 （つちうらし）</p> <p>石岡市 （いしおかし）</p> <p>結城市 （ゆうきし）</p> <p>常総市 （じょうそうし）</p> <p>常陸太田市 （ひたちおおたし）</p> <p>高萩市 （たかはぎし）</p> <p>北茨城市 （きたいばらきし）</p> <p>笠間市 （かさまし）</p> <p>つくば市 （つくばし）</p> <p>守谷市 （もりやし）</p> <p>常陸大宮市 （ひたちおおみやし）</p> <p>那珂市 （なかし）</p> <p>筑西市 （ちくせいし）</p> <p>坂東市 （ばんどうし）</p> <p>かすみがうら市 （かすみがうらし）</p> <p>桜川市 （さくらがわし）</p> <p>東茨城郡城里町 （ひがしいばらきぐ んしろさとまち）</p> <p>久慈郡大子町 （くじぐんだいごま ち）</p>	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
<p>水戸市 （みとし）</p> <p>ひたちなか市 （ひたちなかし）</p>	10月13日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている（那珂川の決壊による住家の浸水）。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
神栖市 (かみすし) 東茨城郡茨城町 (ひがしいばらきぐ んいばらきまち)	10月13日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている(那珂川の決壊による 住家の浸水)。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用
【栃木県】 宇都宮市 (うつのみやし) 足利市 (あしかがし) 栃木市 (とちぎし) 佐野市 (さのし) 鹿沼市 (かぬまし) 日光市 (にっこうし) 大田原市 (おおたわらし) 矢板市 (やいたし) 那須塩原市 (なすしおぼらし) さくら市 (さくらし) 塩谷郡塩谷町 (しおやぐんしおや まち) 塩谷郡高根沢町 (しおやぐんたかね ざわまち) 那須郡那須町 (なすぐんなすまち) 那須郡那珂川町 (なすぐんなかがわ まち)  【群馬県】 前橋市 (まえばしし) 高崎市 (たかさきし)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
桐生市 （きりゆうし） 太田市 （おおたし） 沼田市 （ぬまたし） 館林市 （たてばやしし） 渋川市 （しぶかわし） 藤岡市 （ふじおかし） 富岡市 （とみおかし） 安中市 （あんなかし） みどり市 （みどりし） 北群馬郡吉岡町 （きたぐんまぐんよ しおかまち） 多野郡上野村 （たのぐんうえのむ ら） 多野郡神流町 （たのぐんかんなま ち） 甘楽郡下仁田町 （かんらぐんしもに たまち） 甘楽郡南牧村 （かんらぐんなんも くむら） 甘楽郡甘楽町 （かんらぐんかんら まち） 吾妻郡中之条町 （あがつまぐんなか のじょうまち） 吾妻郡長野原町 （あがつまぐんなが のはらまち） 吾妻郡嬭恋村 （あがつまぐんつま ごいむら）	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>吾妻郡草津町 （あがつまぐんくさ つまち） 吾妻郡高山村 （あがつまぐんたか やまむら） 吾妻郡東吾妻町 （あがつまぐんひが しあがつままち） 利根郡みなかみ町 （とねぐんみなかみ まち） 邑楽郡千代田町 （おうらぐんちよだ まち） 邑楽郡邑楽町 （おうらぐんおうら まち）</p> <p>【埼玉県】 さいたま市 （さいたまし） 川越市 （かわごえし） 熊谷市 （くまがやし） 川口市 （かわぐちし） 行田市 （ぎょうだし） 秩父市 （ちちぶし） 所沢市 （ところざわし） 飯能市 （はんのうし） 本庄市 （ほんじょうし） 東松山市 （ひがしまつやまし） 狭山市 （さやまし） 深谷市 （ふかやし）</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
入間市 (いるまし) 朝霞市 (あさかし) 志木市 (しきし) 和光市 (わこうし) 新座市 (にいざし) 富士見市 (ふじみし) 坂戸市 (さかどし) 鶴ヶ島市 (つるがしまし) 日高市 (ひだかし) 入間郡三芳町 (いるまぐんみよし まち) 入間郡毛呂山町 (いるまぐんもろや ままち) 入間郡越生町 (いるまぐんおごせ まち) 比企郡滑川町 (ひきぐんなめがわ まち) 比企郡嵐山町 (ひきぐんらんざん まち) 比企郡小川町 (ひきぐんおがわま ち) 比企郡川島町 (ひきぐんかわじま まち) 比企郡吉見町 (ひきぐんよしみま ち) 比企郡鳩山町 (ひきぐんはとやま まち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>比企郡ときがわ町 （ひきぐんときがわ まち） 秩父郡横瀬町 （ちちぶぐんよこぜ まち） 秩父郡皆野町 （ちちぶぐんみな のまち） 秩父郡長瀬町 （ちちぶぐんなが とろまち） 秩父郡小鹿野町 （ちちぶぐんおが のまち） 秩父郡東秩父村 （ちちぶぐんひが しちちぶむら） 児玉郡美里町 （こだまぐんみさ とまち） 児玉郡神川町 （こだまぐんかみ かわまち） 児玉郡上里町 （こだまぐんかみ さとまち） 大里郡寄居町 （おおさとぐんよ りいまち）</p> <p>【東京都】 墨田区 （すみだく） 世田谷区 （せたがやく） 豊島区 （としまく） 北区 （きたく） 板橋区 （いたばしく） 練馬区 （ねりまく）</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
八王子市 （はちおうじし） 立川市 （たちかわし） 青梅市 （おうめし） 府中市 （ふちゅうし） 昭島市 （あきしまし） 町田市 （まちだし） 小金井市 （こがねいし） 日野市 （ひのし） 福生市 （ふっさし） 東大和市 （ひがしやまとし） 武蔵村山市 （むさしむらやまし） 多摩市 （たまし） 稲城市 （いなぎし） 羽村市 （はむらし） あきる野市 （あきるのし） 西多摩郡瑞穂町 （にしたまぐんみず ほまち） 西多摩郡日の出町 （にしたまぐんひの でまち） 西多摩郡檜原村 （にしたまぐんひの はらむら） 西多摩郡奥多摩町 （にしたまぐんおく たまちょう）	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【神奈川県】</p> <p>川崎市 （かわさきし）</p> <p>相模原市 （さがみはらし）</p> <p>平塚市 （ひらつかし）</p> <p>小田原市 （おだわらし）</p> <p>茅ヶ崎市 （ちがさきし）</p> <p>秦野市 （はだのし）</p> <p>厚木市 （あつぎし）</p> <p>伊勢原市 （いせはらし）</p> <p>海老名市 （えびなし）</p> <p>座間市 （ざまし）</p> <p>南足柄市 （みなみあしがらし）</p> <p>高座郡寒川町 （こうざぐんさむかわまち）</p> <p>足柄上郡大井町 （あしがらかみぐん おおいまち）</p> <p>足柄上郡松田町 （あしがらかみぐん まつだまち）</p> <p>足柄上郡山北町 （あしがらかみぐん やまきたまち）</p> <p>足柄下郡箱根町 （あしがらしもぐん はこねまち）</p> <p>足柄下郡湯河原町 （あしがらしもぐん ゆがわらまち）</p> <p>愛甲郡愛川町 （あいこうぐんあい かわまち）</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>愛甲郡清川村 （あいこうぐんきよかわむら）</p> <p>【新潟県】 上越市 （じょうえつし） 糸魚川市 （いといがわし） 妙高市 （みょうこうし）</p> <p>【山梨県】 富士吉田市 （ふじよしだし） 都留市 （つるし） 山梨市 （やまなしし） 大月市 （おおつきし） 韭崎市 （いらさきし） 南アルプス市 （みなみあるぷすし） 北杜市 （ほくとし） 笛吹市 （ふえふきし） 上野原市 （うえのはらし） 甲州市 （こうしゅうし） 西八代郡市川三郷町 （にしやつしろぐんいちかわみさとちょう） 南巨摩郡早川町 （みなみこまぐんはやかわちょう） 南巨摩郡身延町 （みなみこまぐんみのぶちょう）</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>南巨摩郡南部町 （みなみこまぐんな んぶちょう） 南巨摩郡富士川町 （みなみこまぐんふ じかわちょう） 南都留郡道志村 （みなみつるぐん どうしむら） 南都留郡鳴沢村 （みなみつるぐん なるさわむら） 南都留郡富士河口湖 町 （みなみつるぐん ふじかわぐちこまち） 北都留郡小菅村 （きたつるぐんこ すげむら） 北都留郡丹波山村 （きたつるぐんた ばやまむら）</p> <p>【長野県】 長野市 （ながのし） 松本市 （まつもとし） 上田市 （うえだし） 岡谷市 （おかやし） 諏訪市 （すわし） 須坂市 （すざかし） 小諸市 （こもろし） 伊那市 （いなし） 中野市 （なかのし）</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
飯山市 (いいやまし) 茅野市 (ちのし) 塩尻市 (しおじりし) 佐久市 (さくし) 千曲市 (ちくまし) 東御市 (とうみし) 安曇野市 (あづみのし) 南佐久郡小海町 (みなみさくぐんこ うみまち) 南佐久郡川上村 (みなみさくぐんか わかみむら) 南佐久郡南牧村 (みなみさくぐんみ なみまきむら) 南佐久郡南相木村 (みなみさくぐんみ なみあいきむら) 南佐久郡北相木村 (みなみさくぐんき たあいきむら) 南佐久郡佐久穂町 (みなみさくぐんさ くほまち) 北佐久郡軽井沢町 (きたさくぐんかる いざわまち) 北佐久郡御代田町 (きたさくぐんみよ たまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
北佐久郡立科町 （きたさくぐんたてしなまち） 小県郡青木村 （ちいさがたぐんあおきむら） 小県郡長和町 （ちいさがたぐんながわまち） 諏訪郡下諏訪町 （すわぐんしもすわまち） 諏訪郡富士見町 （すわぐんふじみまち） 諏訪郡原村 （すわぐんはらむら） 上伊那郡辰野町 （かみいなぐんたつのまち） 上伊那郡宮田村 （かみいなぐんみやたむら） 木曾郡木曾町 （きそぐんきそまち） 東筑摩郡麻績村 （ひがしちくまぐんおみむら） 東筑摩郡生坂村 （ひがしちくまぐんいくさかむら） 東筑摩郡筑北村 （ひがしちくまぐんちくほくむら） 埴科郡坂城町 （はにしなぐんさかきまち）	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
上高井郡小布施町 （かみたかいぐんお ぶせまち） 上高井郡高山村 （かみたかいぐんた かやまむら） 下高井郡山ノ内町 （しもたかいぐんや まのうちまち） 下高井郡木島平村 （しもたかいぐんき じまだいらむら） 下高井郡野沢温泉村 （しもたかいぐんの ざわおんせんむら） 上水内郡飯綱町 （かみみのちぐんい いづなまち） 下水内郡栄村 （しもみのちぐんさ かえむら）	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害 (人)			住家被害 (世帯)					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【栃木県】 那須烏山市 (なすからすやま し)	10月12日						152	53		災害救助法 施行令第1 条第1項第 1号適用
【静岡県】 伊豆の国市 (いずのくにし) 田方郡函南町 (たがたぐんかん なみちよう)	10月12日				2		201	88	7	災害救助法 施行令第1 条第1項第 1号適用

(注1) 下線は今回適用分

(注2) 上記の被害状況の数値は次の報告に基づくものである。

(同数値は、今後の調査によって変動することがある。)

・ 栃木県 令和元年10月15日(火)12時現在の報告(那須烏山市 適用時)

・ 静岡県 令和元年10月14日(月)15時現在の報告(伊豆の国市、田方郡函南町 適用時)

## 2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置等

本件問合せ先 内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者行政担当)付 阿部、高見 TEL 03-5253-2111(内線51365) 03-3593-2849(直通)
--

# 災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。



## 1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において**現に救助を必要とする者**に行う。
  - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
  - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		<b>救助の実施主体</b> （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	<b>救助の実施主体</b> （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	<b>事務委任を受けた救助の実施主体</b> （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

## 2. 救助の種類、程度、方法及び期間

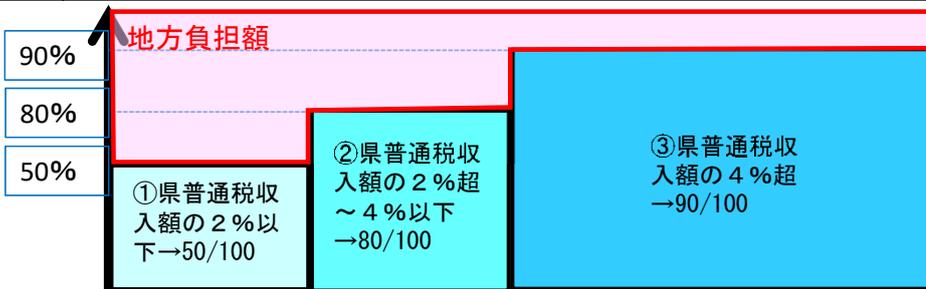
(1) 避難所の設置（S22～）	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(9) 学用品の給与（S22～）
(2) <b>応急仮設住宅の供与</b> （S28～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(10) 埋葬（S22～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(11) 死体の捜索・処理（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(8) <b>住宅の応急修理</b> （S28～）	(12) 障害物の除去（S34～）

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、**あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）**を定めることができる。**（※令第3条第2項）

## 3. 救助の基本5原則

○ <b>平等の原則</b>	現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、 <b>等しく救助の手を差し伸べなければならない。</b>
○ <b>必要即応の原則</b>	応急救助は被災者への見舞制度ではない。画一的、機械的な救助を行うのではなく、 <b>個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行う。</b>
○ <b>現物給付の原則</b>	災害時は物資が不足し、調達も困難となり、 <b>金銭がほとんど用をなさないため、救助は現物をもって行う。</b>
○ <b>所在地救助の原則</b>	・発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要がある。このため、被災者の所在地において救助を行う。 ・旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その所在地を所管する都道府県知事が救助を行う。
○ <b>職権救助の原則</b>	応急救助の性質からして、被災者の申請を待つことなく、 <b>都道府県知事がその職権によって救助を行う。</b>

## 4. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合  
 国庫負担額 = ①（20億円の50%）+ ②（20億円の80%）+ ③（残り60億円の90%）= 計80億円

令和元年 9 月 12 日 18 時 30 分公表

令和元年 9 月 12 日  
内閣府（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

## 令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害救助法の適用について 【第1報】

### 1. 災害の概要

令和元年台風第15号の影響による停電に伴い、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、千葉県は25市15町1村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【千葉県】</b> 千葉市 （ちばし） 中央区 （ちゅうおうく） 花見川区 （はなみがわく） 稲毛区 （いなげく） 若葉区 （わかばく） 緑区 （みどりく） 銚子市 （ちょうしし） 館山市 （たてやまし） 木更津市 （きさらづし） 茂原市 （もばらし） 成田市 （なりたし） 佐倉市 （さくらし） 東金市 （とうがねし）	9月9日	令和元年台風第15号の影響により停電が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
旭市 （あさひし） 勝浦市 （かつうらし） 市原市 （いちはらし） 鴨川市 （かもがわし） 君津市 （きみつし） 富津市 （ふつつし） 四街道市 （よつかいどうし） 袖ヶ浦市 （そでがうらし） 八街市 （やちまたし） 印西市 （いんざいし） 富里市 （とみさとし） 南房総市 （みなみぼうそうし） 匝瑳市 （そうさし） 香取市 （かとりし） 山武市 （さんむし） いすみ市 （いすみし） 大網白里市 （おおあみしらさと し） 印旛郡酒々井町 （いんばぐんしすい まち） 印旛郡栄町 （いんばぐんさかえ まち） 香取郡神崎町 （かとりぐんこうざ きまち）			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
香取郡多古町 （かとりぐんたこまち） 香取郡東庄町 （かとりぐんとうのしょうまち） 山武郡九十九里町 （さんぶぐんくじゅうくりまち） 山武郡芝山町 （さんぶぐんしばやままち） 山武郡横芝光町 （さんぶぐんよこしばひかりまち） 長生郡一宮町 （ちょうせいぐんいちのみやまち） 長生郡睦沢町 （ちょうせいぐんむつざわまち） 長生郡長生村 （ちょうせいぐんちょうせいむら） 長生郡白子町 （ちょうせいぐんしらこまち） 長生郡長柄町 （ちょうせいぐんながらまち） 長生郡長南町 （ちょうせいぐんちょうなんまち） 夷隅郡大多喜町 （いすみぐんおおたきまち） 安房郡鋸南町 （あわぐんきよなんまち）			

2. これまでにとられた措置  
・避難所の設置等

本件問合せ先  
 内閣府政策統括官（防災担当）付  
 参事官（被災者行政担当）付  
 阿部、杉山、堀田  
 TEL 03-3593-2849（直通）

# 災害救助法の概要

## 1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

## 2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

## 3. 救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の搜索・処理
- 障害物の除去

## 4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)

## 5. 国庫負担

普通税収入見込額の割合		国庫負担割合
① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分	→	50 / 100
② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分	→	80 / 100
③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分	→	90 / 100

令和元年9月24日 19時00分公表



令和元年9月24日  
内閣府（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

## 令和元年台風第15号による災害にかかる 災害救助法の適用について 【第1報】

### 1. 災害の概要

令和元年台風第15号による災害により、住家に多数の被害が生じたことから、東京都は1町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害 (人)			住家被害（世帯）					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【東京都】 島しょ大島町 (とうしょおおしままち)	9月8日				4	80	0			災害救助法 施行令第1 条第1項第 1号適用

### 2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
阿部、高見  
TEL 03-3593-2849（直通）

# 災害救助法の概要

## 1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

## 2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

## 3. 救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索・処理
- 障害物の除去

## 4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)

## 5. 国庫負担

普通税収入見込額の割合		国庫負担割合
① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分	→	50 / 100
② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分	→	80 / 100
③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分	→	90 / 100

# 災害救助法の適用に当たって 適用基準(災害救助法施行令)

## 1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること(令第1条第1項第1号)

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること(令第1条第1項第2号)

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15	50,000人以上 100,000人未満	40
5,000人以上 15,000人未満	20	100,000人以上 300,000人未満	50
15,000人以上 30,000人未満	25	300,000人以上	75
30,000人以上 50,000人未満	30		

(3) 当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること(令第1条第1項第3号前段)

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること(令第1条第1項第3号後段)

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。  
(府令第1条)

## 2. 生命・身体への危害が生じた場合(いわゆる「4号基準」)

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項第4号)

- 
- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(府令第2条第1号)
  - ・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第2条第2号)





7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

この機会をぜひご利用ください！！

## ハローワーク〇〇が 〇〇避難所に出張相談に伺います

ハローワーク〇〇が、〇〇避難所に出張相談にお伺いします。この機会を利用して、就職等についてお気軽にご相談ください。

### 〇出張相談日時（例）

〇月〇日、〇日、〇日、〇月〇日、〇日  
（〇月〇日～〇月〇日までの間の〇曜日）  
〇時～〇時

まどぐちあんないず  
窓口案内図（例）





## 事業主の皆さまへ

ハローワークでは、事業主の皆さまに、令和元年10月台風第19号及び令和元年9月台風第15号被災者の方々の積極的な雇入れをお願いしています。

令和元年10月台風第19号及び令和元年9月台風第15号により、仕事を失い、生活再建のために新たな就職先を探している方がいます。

住居も失くして、社宅・寮付きの仕事や住込み可能な仕事を希望される方もいます。

ハローワークでは、全国の事業主の皆さまに、こうした方々の積極的な雇入れをお願いしています。

- ・被災者を優先的に雇いたい
- ・被災者向けの社宅・寮などの住居付きの求人を申し込みたい

などの「令和元年10月台風第19号及び令和元年9月台風第15号被災者対象求人」のお申し込みを受け付けています。

〇〇労働局・ハローワーク〇〇

(住所)

(電話番号)



令和元年10月台風第19号及び令和元年9月台風第15号による被災者に係る職業紹介の留意事項等について  
フローチャート

